



（左側から順に）松前 江里子（日本公認会計士協会テクニカルディレクター（非営利担当））／稲垣 正人（日本公認会計士協会常務理事）／高角 健志（内閣府公益認定等委員会事務局次長）／北川 修（内閣府公益認定等委員会事務局長）／田中 規倫（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長）／篠原 量紗（文部科学省高等教育局私学部参事官付私学経営支援企画室長）／菅田 裕之（日本公認会計士協会非営利法人委員会委員長） ※ 敬称略。登壇者の所属、役職はセミナー開催時点のものです。



日本公認会計士協会 非営利法人委員会主催セミナー

サステナブルな非営利組織を目指して

『すすむ公益法人・社会福祉法人・学校法人の制度改革』

～公益法人制度改革の方向性と非営利組織モデル会計基準の役割～（後編）

まつまえ えりこ
日本公認会計士協会非営利グループ テクニカルディレクター（非営利担当） **松前 江里子**

日本公認会計士協会（以下「協会」といいます。）非営利法人委員会では、令和6年6月5日に会員及び一般の方向けに「サステナブルな非営利組織を目指して 『すすむ公益法人・社会福祉法人・学校法人の制度改革』～公益法人制度改革の方向性と非営利組織モデル会計基準の役割～」というテーマを掲げ、セミナーを開催し、会場及びオンライン合わせて約800名の方に参加いただき、盛会のうちに終了いたしました。本セミナーは、令和7年4月施行予定となっている、公益法人制度改革、学校法人制度改革を契機として、会員及び一般の関係者に、制度改革の趣旨をご紹介することに加えて、協会が、制度改革に参加する一員として、非営利組織モデル会計基準がどのような役割を果たしていくか等を、パネルディスカッションを通して、関係者が共有していくことを目的としたものです。パネルディスカッションでは、内閣府公益認定等委員会事務局、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、文部科学省高等教育局私学部参事官付私学経営支援企画室の皆様に登壇いただき、制度に直接かかわる方々の声を届けることに主眼を置きました。なお、本誌では、当日の発表を前号と本号の2回に分けて掲載します。前号では、本セミナーのサブテーマにある、公益法人制度改革の方向性に関する第1部及び非営利組織モデル会計基準の役割に関する第2部について、講演の内容を紹介しました。本号では、第3部のパネルディスカッションについて紹介します。

第3部 パネルディスカッション

松前 第3部「サステナブルな非営利組織を考える」をテーマにパネルディスカッションを始めるに当たり、非営利組織において現在取り組んでいる改革等の状況について説明いただきます。第1部の公益法人制度改革に続き、まず社会福祉法人につきまして、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長の田中さんから、「社会福祉法人を取り巻く施策の動向」について、続いて、文部科学省高等教育局私学部参事官付私学経営支援企画室長の篠原さんより、「私立学校法改正による学校法人のガバナンス改革・会計基準改正」についてお話を頂戴したいと思います。

社会福祉法人を取り巻く施策の動向

田中 社会福祉法人は、社会福祉事業の実施を主たる目的とする非営利法人ということで、社会環境の変化による多様な課題に対して、その社会的責任を果たしていくということが期待されております。その観点からは、本日、他の非営利法人も共通することではないかと思っておりますけれども、財政的な持続性や適切なガバナンスと透明性の確保、それから直近で最大の課題の1つでもあります、人材の確保、育成、そして、社会福祉法人ということで、その本旨に沿った地域貢献活動に取り組むということが重要ではないかと考えております。

こうした観点にからみまして、社会福祉法人制度につきまして、少し前になりますけれども、平成28年(2016年)に大きな制度改革を行っておりますので、その内容と施行状況等について紹介させていただきたいと思います。

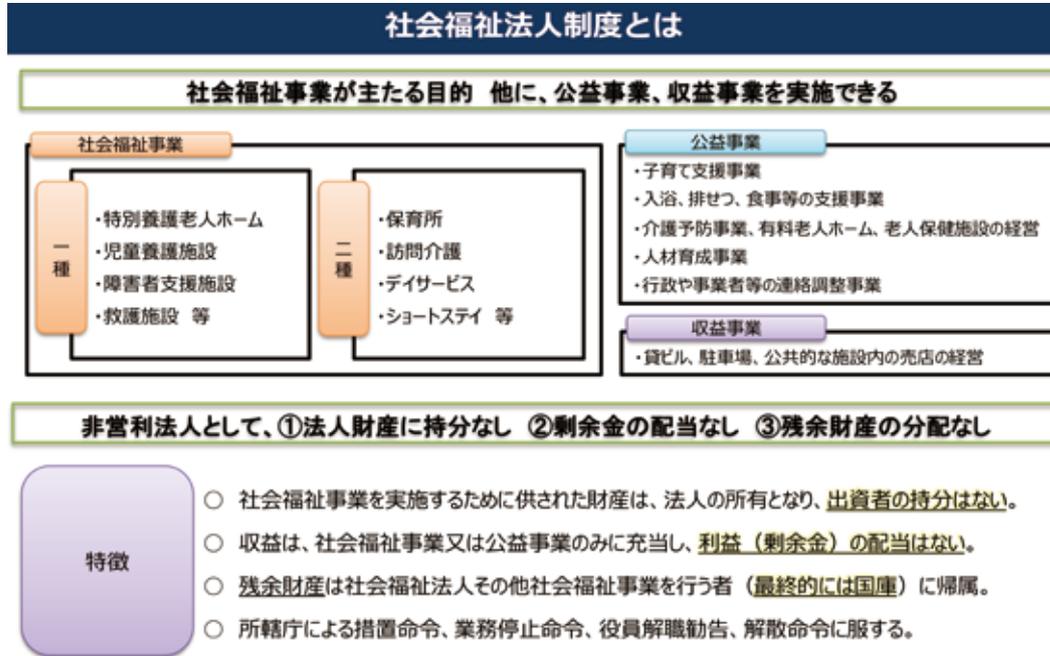


田中 規倫 氏



図1は、社会福祉法人制度の概要でございます。

図1 社会福祉法人制度の概要



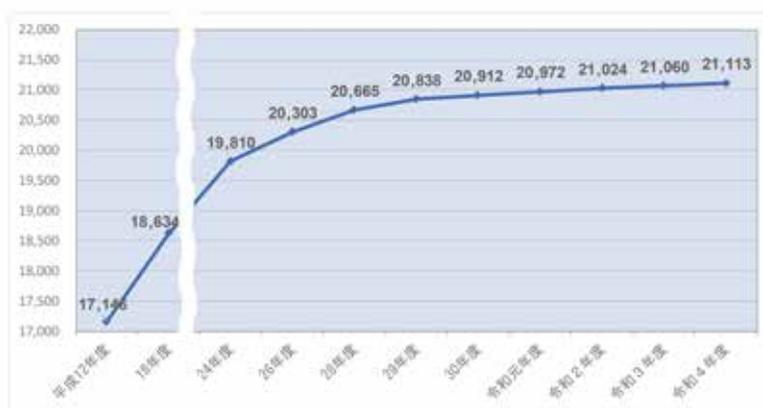
社会福祉事業を主たる目的として、出資者の持分なし、剰余金の配当なし、残余財産の分配なしという特徴を持った非営利法人で、その非営利性・公益性に鑑みまして、運営に当たってのガバナンスや安定的な運営を担保するための強い公的規制というものを受けております。

一方で、例えば社会福祉事業や公益事業に係る法人税の原則非課税ですとか、施設整備補助金の交付といった、税制優遇措置や補助金の交付というのを受けているというものでございます。図2は、その数の推移でございます。伸びは鈍化しておりますものの、引き続き増加、近年は横ばいに近い状況で、約2.1万という数でございます。

図2 社会福祉法人数の推移

社会福祉法人数の推移

✓ 社会福祉法人の数は、鈍化はしているもの、引き続き、増加している。（令和3年度→令和4年度：53件増）



※出典：厚生労働省福祉行政報告書（国所管は福祉基礎課調べ）

図3は、「サービス活動収益」、いわゆる本業による収益です。平均が約6億円というところですが、ばらつきも多く、1億円、2億円というところが最も多く、25%という状況でございます。

図3 「サービス活動収益」の規模別の法人の割合

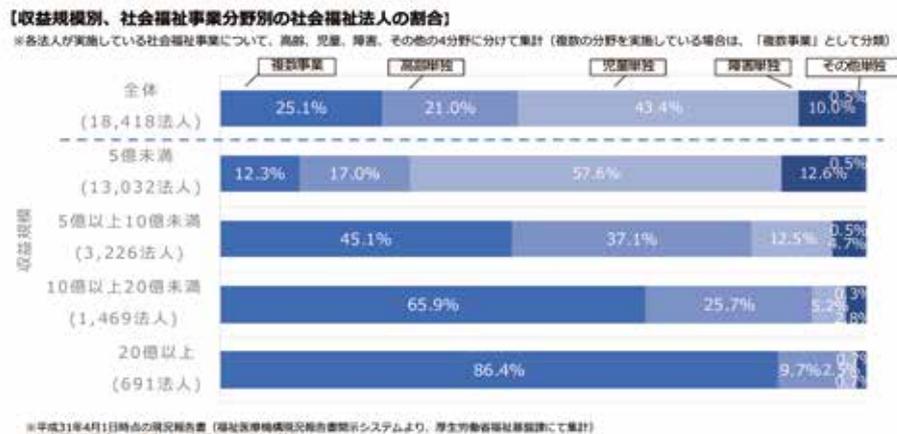


図4は、社会福祉の分野ごとの事業の展開状況で、高齢分野、児童分野、障害の分野、その他の分野という形で分けております。

図4 社会福祉法人の事業展開

社会福祉法人の事業展開

- 社会福祉法人の事業分野については、収益規模が5億未満の場合は約88%が単独事業分野を実施しているのに対し、20億以上の場合は、約86%が複数の事業分野を実施している。
- 収益規模が5億未満の社会福祉法人について、児童福祉分野のみを行う法人の割合が多い。



収益規模が5億円未満の社会福祉法人は、児童福祉分野のみを行う法人の割合が多くなっており、一方で、10億円以上、また、20億円以上という法人については、複数の分野にまたがって事業を行っている法人が多くなっており、

図5は、2018年に行った制度改革の経緯・背景です。背景として、大きなものとして福祉ニーズの多様化・複雑化が挙げられます。それから、旧来、行政による措置によるサービスというものを行っていたところが、契約ということへ移行してきたということ、また、社会福祉法人以外の多様な事業主体が福祉サービスに参入してきたといった、福祉サービスの変容、それから、社会福祉法人につきましても、その運営に対しまして、図の中央の3にあるような、一部の法人の不適正な運営に対する厳しい指摘や、優遇も受けながら内部留保をためすぎているのではないかと指摘があったという背景がございます。それから、平成18年の公益法人制度改革ということを経験として、改革の視点として、「公益性・非営利性の徹底」、「国民に対する説明責任の履行」、「地域社会への貢献」といったところを柱として、改革が行われたものでございます。

図5 制度改革の経緯・背景

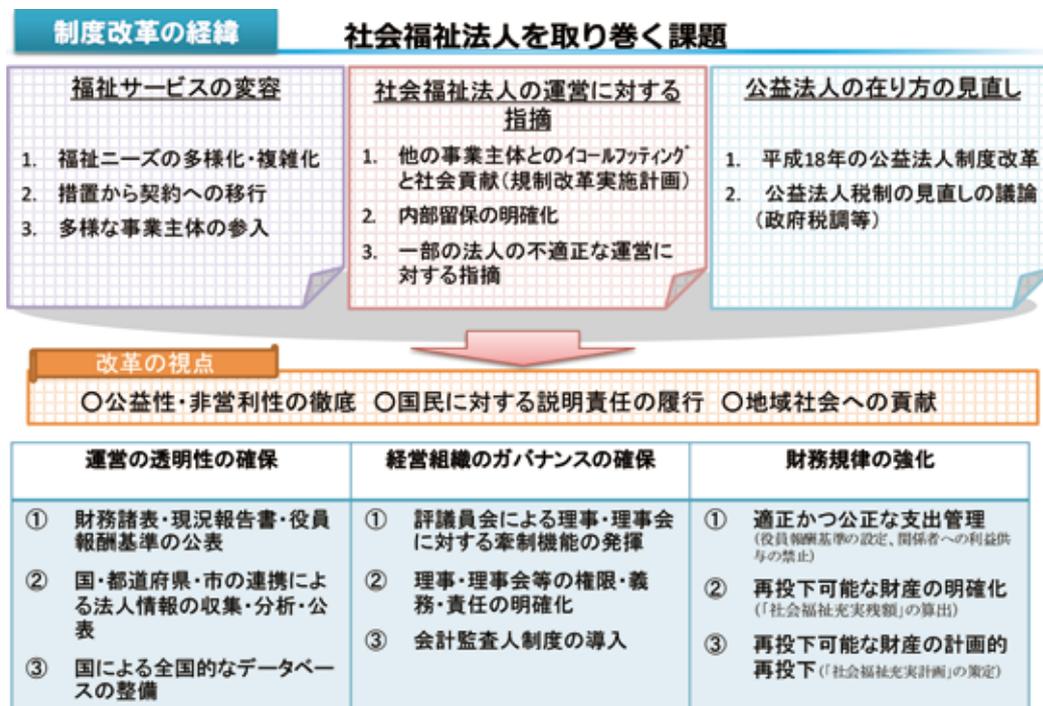




図6は、制度改革の内容についてです。

図6 社会福祉法人制度改革の主な内容

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の主な内容	
○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。	
1. 経営組織のガバナンスの強化 <input type="checkbox"/> 理事・理事長に対する牽制機能の発揮 <input type="checkbox"/> 財務会計に係るチェック体制の整備	○ 議決機関としての評議員会を必置 <small>※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。</small> ○ 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備 ○ 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備 ○ 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等
2. 事業運営の透明性の向上 <input type="checkbox"/> 財務諸表の公表等について法律上明記	○ 開覧対象書類の拡大と開覧請求者の国民一般への拡大 ○ 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等
3. 財務規律の強化 ① 適正かつ公正な支出管理の確保 ② いわゆる内部留保の明確化 ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資	① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等 ② 純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化 <small>※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金</small> ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等
4. 地域における公益的な取組を実施する責務 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める	○ 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 <small>※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等</small>
5. 行政の関与の在り方 <input type="checkbox"/> 所轄庁による指導監督の機能強化 <input type="checkbox"/> 国・都道府県・市の連携を推進	○ 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ ○ 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備 ○ 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

こちらは5本の柱にしてございますけれども、ガバナンスの強化の関係では、内容としましては評議員会の必置、役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備、それから会計監査人の導入は一定規模以上という形でございますけれども、行われております。

また、事業運営の透明性の向上につきましては、財務諸表や現況報告書、役員報酬基準の公表について、それから、財務規律の強化というところでは、役員報酬基準の作成と、あと図の「3. 財務規律の強化」の②のところなのですが、先ほどの内部留保の課題、指摘に対する答えの一つとして、純資産から事業継続に最低限必要な財産の額を控除して、福祉サービスに再投下可能な財産額、これを「社会福祉充実残額」として明確にするという仕組み、再投下可能な財産額がある社会福祉法人については、社会福祉事業または公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付けるという仕組みを導入しております。

それから「4. 地域における公益的な取組を実務する責務」は、地域において公益的な取組を進めるため、その責務を規定したということ、また、「5. 行政の関与の在り方」ということで、都道府県による財務諸表等の収集・分析、それから国による全国的なデータベースの整備といった内容でございます。

次に、図7をごらんください。

図7 社会福祉法人制度改革の実施状況

平成28年改正社会福祉法の措置内容		措置状況・評価
1. 経営組織のガバナンスの強化	○議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 （注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。	経過措置対象の4,374法人のうち、定数確保済みの法人数 96.6% ※福祉基礎課調べ（令和元年12月1日時点） ※令和2年3月までに選任完了見込みあり
	○役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備	—
	○親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備	—
	○一定規模以上の法人への会計監査人の導入	収益30億円・負債60億円超の法人及び任意の136法人に設置（令和5年4月1日時点現況報告書に基づき福祉基礎課調べ）
2. 事業運営の透明性の向上	○閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大	H29より財務諸表等電子開示システムを導入
	○財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等	財務諸表等電子開示システムによる公表法人 99.7% ※21,011法人/21,082法人（令和5年11月6日時点）
3. 財務規律の強化	○役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等	—（把握している罰則適用事例はない）
	○純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残高」）を明確化	社会福祉充実財産総額 3,885億円（前年度2,211億円内減） ※福祉基礎課調べ（令和5年10月1日時点）
4. 地域における公益的な取組を実施する責務	○再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ	社会福祉充実財産発生法人は全体の8.4% ※1,772法人（令和5年10月1日時点福祉基礎課調べ）
	○社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金を福祉サービスを提供することを責務として規定	地域における公益的な取組の実施に関する現況報告書への記載割合 89.5% ※出席・財務諸表等電子開示システム（令和5年4月1日時点）
5. 行政の関与の在り方	○都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ	H29に指導監督ガイドラインを策定・公表
	○経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備	勧告件数 21件 公表件数 0件 ※出席・福祉行政報告例（令和4年度実績）
	○都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備	H29より財務諸表等電子開示システムを導入 H29より、所轄庁において財務諸表等電子開示システムのデータを集計・分析できるような措置

令和3年1月26日
第24回社会保険審議会福祉部会資料
（令和5年3月数値等更新）

こちらは改革の施行状況です。右側の列に施行状況、直近の数字が入っております。なお、「1. 経営組織のガバナンスの強化」の「一定規模以上の法人への会計監査人の導入」につきましては、現在、収益30億円、負債60億円超の法人に義務化というところで、こちらの対象の拡大については引き続きの検討課題とされております。

「2. 事業運営の透明性の向上」では、独立行政法人福祉医療機構が運営をしている財務諸表等の電子開示システムによって、財務諸表や現況報告書の公表を行っております。

「3. 財務規律の強化」は、先ほどの社会福祉充実財産のところですが、これが発生している法人は全体の8.4%。その額は、3,885億円という状況でございます。

それから、「4. 地域における公益的な取組を実施する責務」ですけれども、現況報告書にこうした取組を記載いただいている割合が7割弱という状況でございます、以上が制度改革の施行状況のポイントでございます。令和3年ですけれども、社会福祉審議会からはおおむね順調な施行状況という評価を頂いているところではございます。

図8（次頁）は、少し前後しますけれども、社会福祉法人の会計基準の変遷でございます、措置の時代から平成12年に社会福祉基礎構造改革ということで、措置から契約という流れの中で、損益計算が重視され、会計単位が施設単位から法人単位に一本化され、また、一定の弾力運用でニーズに応じたサービス提供をしていくという課題への対応も始まっております。

図8 社会福祉法人会計基準の変遷

社会福祉法人会計基準の変遷

	昭和52年度～平成11年度	平成12年度～	平成24年度～	平成28年度～
適用する会計基準	経理規程準則	局長通知(旧基準)	局長通知(新基準)	省令
会計の目的等	・措置費等公的資金の使途を明確にすることが会計の目的とされた ⇒収支計算に重きがおかれていた	・「措置から契約へ」の流れの中で、施設運営の効率性が求められる ⇒損益計算が重視されるようになった ・会計基準の他、指導指針、老健準則等、様々な会計ルールが併存していた	・事務の簡素化・効率化を目的とした施設種別等ごとの様々な会計ルールを統一される ⇒法人全体の財務諸表の作成、経営分析への活用が求められた ・すべての施設や事業に会計基準が適用されることになった	社会福祉法人制度改革の一環として、省令に格上げされた ⇒計算書類の公開が法定化され、会計監査人監査制度が導入された
計算書類	収支計算書 貸借対照表	資金収支計算書 事業活動収支計算書 貸借対照表	資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表 ※ ※ 法人全体の他、拠点区分ごとに作成	
資金の使途制限	施設の収入は当該施設に使用	弾力運用 ⇒一定の要件を満たすことで、他の保育所、子ども子育て支援事業、他の社会福祉事業等に繰入可能となった ⇒一方、公の受託責任を果たすため、行政指導に向かう「施設別(事業別)」の会計情報として「拠点区分」の計算書類作成が求められている		

一方で、当時、様々な会計ルールが併存しているという状況でしたので、平成24年度以降、社会福祉法人の会計基準検討委員会というものを公認会計士の方を委員に構成し、検討いただいた成果として、会計ルールの統一を行っております。

平成28年度からは、先ほどの制度改革の一環として、会計基準を省令の基準として格上げしております。



図9は、こちら先ほど触れました財務諸表等の電子開示システムの紹介です。各法人が所轄庁に届け出た計算書類などを集約して、ウェブサイトで公表しております。

図9 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについて

- ✓ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第5項に基づき、国民にインターネット等を通じて迅速に情報を提供できるよう、社会福祉法人に関する情報に係るデータベースとして整備。
- ✓ 各社会福祉法人が所轄庁に届け出た計算書類等について、都道府県を通じて集約し公表。



第2部で菅田さんに、組織再編に関する会計処理につき、非営利組織会計検討会の報告書を参考にされたという報告を頂いたところですが、令和2年には、多様なニーズに対応するための事業展開ということで、合併や事業譲渡を行いやすい環境の整備として、ガイドラインを整備しました（次頁の図10）。

図11（次頁）、図12（38頁）が、合併や事業譲渡の実施状況、件数です。これをみていただきますと、合併についても20件弱で推移ということで、事業譲渡の方は全数把握ができないので、調査事業で把握する限り、サンプルのみで1万弱の法人のうち、事業譲渡等の届出等があったものは56件ということで、件数としてはあまりまだ多くないという状況があります。

図10 社会福祉法人の事業展開等に関する検討会報告書（概要）

社会福祉法人の事業展開等に関する検討会 報告書（概要）

社会福祉法人の事業展開等に関する検討会
令和元年12月16日とりまとめ

我が国の社会の人口動態を見ると、2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、その増加が緩やかになる。また、大都市とその郊外では高齢者が増加する傾向にある一方で、地方では高齢者が増加せず、減少に転じる地域もみられる。さらに、担い手となる生産年齢人口の減少が2025年以降加速する。こうした人口動態の変化に加え、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能の脆弱化といった社会構造の変化が起きており、子育てや介護、生活困窮など、福祉ニーズがますます複雑化・多様化してきている。

このため、社会福祉法人が、法人の自主的な判断のもと、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を可能とし、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、複雑化、多様化する福祉ニーズに対応する観点から、住民に身近な圏域で様々な地域づくりの活動に参画する非営利セクターの中核として、福祉分野での専門性を生かし、地域住民の抱える様々な地域生活課題への対応を進められるようにするため、円滑に連携・協働化しやすい環境整備を図っていくべき。

○ 社会福祉法人の連携・協働化の方法

① 社会福祉協議会による連携や社会福祉法人の法人間連携

- 社会福祉協議会の役割に鑑み、社会福祉法人の連携の中核として、都道府県域での複数法人間連携による地域貢献の取組を更に推進するなど、社会福祉協議会の積極的な活用を図っていくことが重要である。
- 厚生労働省は、社会福祉協議会の連携の取組とも連携しながら、法人間連携を引き続き推進すべきである。

② 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設

- 法人間連携の枠組みとして、社会福祉協議会を通じた連携や合併・事業譲渡があり、これらの方策についても活用できる環境の整備が重要であるが、社会福祉法人の非営利性・公益性等を踏まえつつ、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度により、既存の方策の中間的な選択肢の創設を図るべきである。

③ 希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備

- 所轄庁が合併等の手続への知見に乏しいとの意見や、実際に法人が合併等に苦勞したとの意見等を踏まえ、合併や事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、希望する法人向けのガイドラインの策定を進めるべきである。
- 組織再編に当たっての会計処理について、社会福祉法人は法人財産に持分がないことなどに留意しつつ、会計専門家による検討会で整理を進めるべきである。

○ 連携・協働化に向けた今後の課題

- 今後、福祉サービスの質の向上のためには、本報告書で提言した手法が実際に機能するよう、厚生労働省が関係団体と協力して取り組む必要がある。
- 現行の社会福祉法人の資金等の取扱いについて、法人本部の運営に要する経費に充当できる範囲を拡大するべきとの意見や、法人内の1年以上の貸付を認めるべきとの意見があり、この点については厚生労働省において、必要性、実施可能性も含めた検討を行うべきである。

図11 社会福祉法人の合併の実施状況について

社会福祉法人の合併の実施状況について

- 社会福祉法人の合併認可件数は、年間10~20件程度で推移している。
- アンケート調査の結果では、合併の目的は「財務状況の安定のため（62.1%）」との回答割合が最も大きく、次いで「人材確保、育成のため（48.3%）」、「地域ニーズに対応するため」（19.0%）の順であった。

【合併認可件数（年度別）】

	H30	H31・R1	R2	R3	R4
件数	12	20	13	17	15

※出典：福祉行政報告書。ただし、社会福祉協議会・共同組合・社会福祉事業団の件数を除く。

【合併の目的（複数回答）】

	件数	割合
人材確保、育成のため	28	48.3
後継者不足のため	9	15.1
財務状況の安定のため	36	62.1
経営の改善（再投資）に資するため	4	6.9
事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため	7	12.1
事業の規模の拡大のため	7	12.1
法人の救済のため	9	15.3
利用者のため	3	5.2
利用者増強のため	4	6.9
地域ニーズに対応するため	11	19.0
経営上の都合により、関係法人（いわゆるグループ法人）内で合併した	9	15.3
その他	9	15.3
回答数	58	

※出典：厚生労働省 令和5年度社会福祉推進事業社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業報告書 合併を認可した所轄庁に対するアンケート結果より

図12 社会福祉法人の事業譲渡等の実施状況

社会福祉法人の事業譲渡等の実施状況について

- 令和4年度において、サンプル所轄庁（※）が所管する9,967法人に対して、事業譲渡等にかかる認可又は届出件数は56件であった。
※調査した都道府県・指定都市・中核市のうち回答があった111所轄庁（全体の約86%が回答）。
- アンケート調査の結果では、譲渡した目的は、「財務状態の改善のため（31.8%）」の回答割合が最も大きく、次いで「事業集中のため（27.3%）」、「人材不足のため（22.7%）」、「事業規模の縮小のため（22.7%）」の順であった。譲受した目的は、「その他」を除くと、「地域ニーズに対応するため（29.4%）」の回答割合が最も大きく、次いで「事業の規模の拡大のため（20.6%）」、「事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため（17.6%）」の順であった。

【所轄庁にて事業譲渡又は譲受のために認可した又は届出を受けた件数の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①回答があった所轄庁の事業譲渡等にかかる認可又は届出件数（令和元年度～3年度は推計値）	34.3件	31.1件	32.5件	56件
②回答があった所轄庁の所管法人数（全数）	9,788法人	9,858法人	9,928法人	9,967法人
（参考）認可・届出発生割合 ①÷②	0.4%	0.3%	0.3%	0.6%

※ 事業譲渡又は譲受のために認可又は届出は、社会福祉事業、公益事業及び公益事業の提供の目的とする事業に基本財産の譲渡又は譲与の目的を有する定款改訂の届出・届出等を併せて、行政機関からの譲受を受ける。

【譲渡した目的（複数回答）】

譲渡した目的	件数	割合
人材不足のため	5	22.7
後継者不足のため	1	4.5
財務状態の改善のため	7	31.8
事業集中のため	6	27.3
事業規模の縮小のため	5	22.7
利用者保護のため	2	9.1
その他	3	13.6
回答数	22	—

【譲受した目的（複数回答）】

譲受した目的	件数	割合
人材の確保、育成のため	2	5.9
財務状態の安定のため	1	2.9
将来の成長（再成長）に備えるため	0	0.0
事業の多角化（新たな分野の事業への展開など）のため	6	17.6
事業の規模の拡大のため	7	20.6
利用者確保するため	2	5.9
地域ニーズに対応するため	10	29.4
譲渡のため（法人経営の安定のため）	2	5.9
譲渡のため（利用者保護のため）	3	8.6
その他	11	32.4
回答数	34	—

※ 出典：厚生労働省 令和4年度福祉行政推進戦略本部の委託による社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業報告書「所轄庁に対するアンケート結果より」

それから、合併や事業譲渡よりも少し緩い新たな連携・協働の仕組みとしての社会福祉連携推進法人制度の制度化を行っておりまして、経緯、関連資料を付けております（図13～図16）。

図13 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の概要

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の概要

衆議院可決：令和2年5月24日
参議院可決・成立：令和2年6月5日
公布：令和2年6月17日

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

※ 地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

- 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援** 【社会福祉法、介護保険法】
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進** 【介護保険法、老人福祉法】
① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
- 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進** 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
① 介護保険レポート等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
② 医療保険レポート情報等のデータベース（NDB）や介護保険レポート情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
- 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化** 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
③ 介護福祉士養成施設卒業業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
- 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設** 【社会福祉法】
社会福祉事業に取り組み社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②は令和3年10月1日、3③及び4③は令和2年6月12日、5は令和4年4月1日）

図14は、その社会福祉連携推進法人の概要で、一般社団法人を立ち上げていただいて、これを認定するという形で、社会福祉法人と、社会福祉法人以外にも、株式会社なども会員、社員として、七つの業務、地域福祉支援、災害時支援、経営支援、人材確保の関係や、物資等の調達・供給ということについて、連携業務として取り組むということを狙ったものでございます。

図14 社会福祉連携推進法人

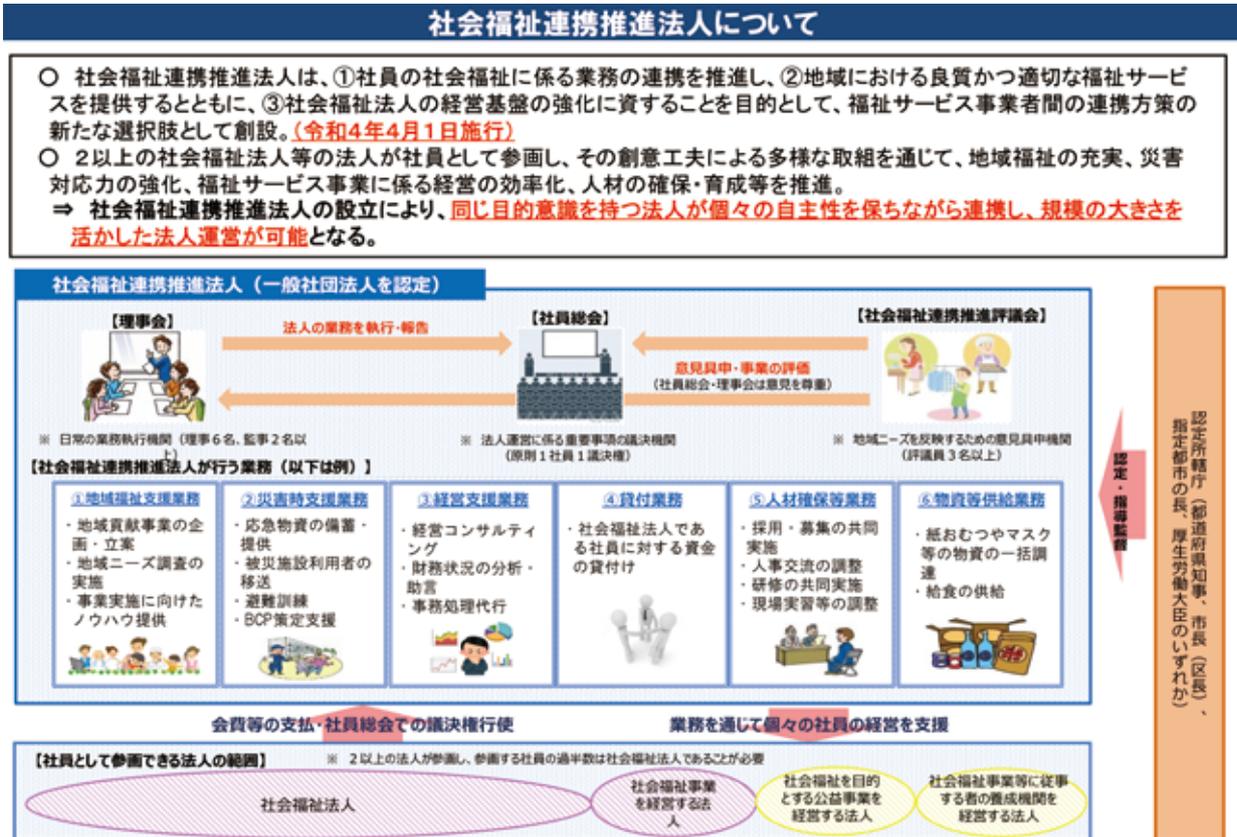


図15は、その狙いの効果ということで、地域福祉の多様なニーズや、それぞれの会員、社員法人の経営基盤の強化ということを狙いとして、今申し上げたような業務に連携して取り組んでいただくということを期待するものでございます。

図15 社会福祉連携推進法人設立による効果

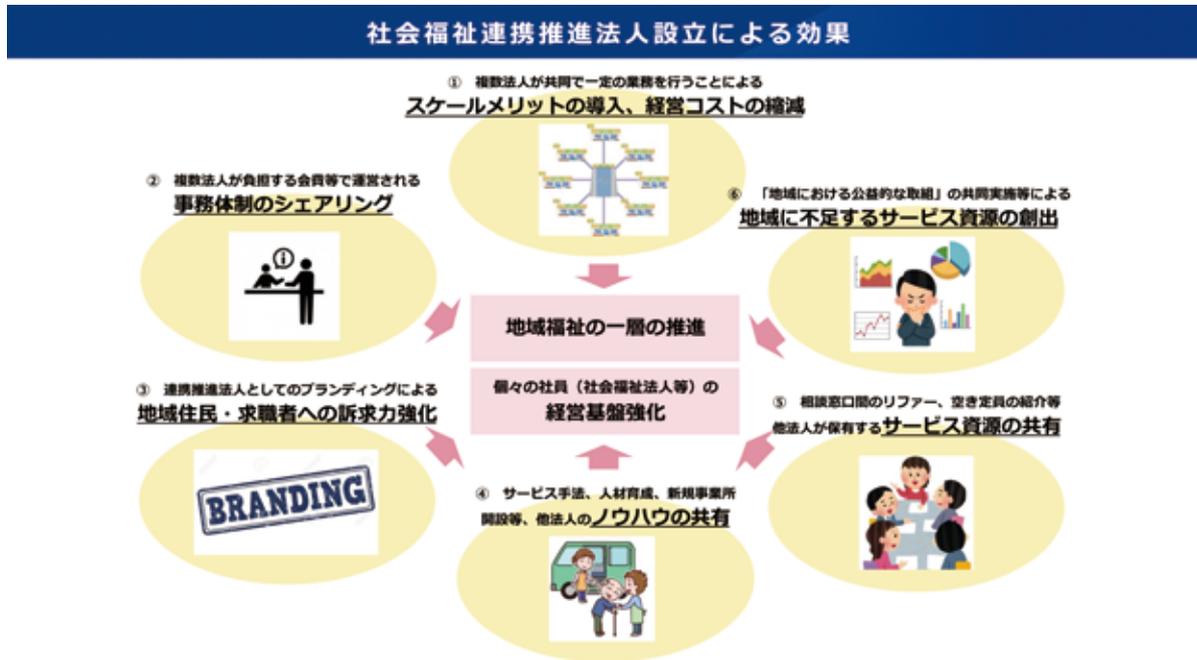


図16は、直近の連携推進法人の設立状況です。

図16 社会福祉連携推進法人の設立状況



松前 田中さん、ありがとうございました。社会福祉法人制度は、平成28年体制の成果がちょうどみえ始めたという認識をしております。本日は議論に当たって、とても参考になる資料やお話を準備していただきまして、ありがとうございます。続きまして、「私立学校法改正による学校法人のガバナンス改革・会計基準改正」について篠原さん、お願いいたします。

私立学校法改正による学校法人のガバナンス改革・会計基準改正

篠原 初めに、教育制度における学校法人の位置付けについて、簡単に紹介したいと思います。学校法人というのは私立学校を設置する法人で、先ほどの資料にも出ていましたけれども、その数は、令和3年度時点で7,623法人ございます。このうち、大臣所轄と都道府県の知事が所轄しているという法人に分かれており、大臣所轄学校法人というのが大学、短期大学及び高等専門学校を設置している法人で、670法人です。私立の高校、中学校、小学校、幼稚園などを設置している法人と、専門学校などを設置している準学校法人と呼ばれる法人、これらを合わせて6,953法人と、約7,000法人ほどが知事所轄ということで、全体の法人の数は、合計7,623法人ということになります。

皆様ご存じのとおり、教育制度において学校というのは、私立学校のほかに、国が設置する国立の学校と、地方自治体が設置する公立の学校ということもございます。私立学校の経営面のルールというのは、この後説明する私立学校法に定められていて、例えば国立大学に関しては、国立大学法人法があります。

一方で、その教育活動、私たちは「教学」と呼んだりしますが、そういうものに関しては、学校教育法という共通の法律が三つの設置者に適用されているという状況になります。ここが学校制度に関係する私立学校の特徴です。

その7,623の学校法人についての経営面のルールである私立学校法というものが、昨年改正されました。図17の「概要」を紹介させていただきます。



篠原 量紗 氏

図17 私立学校法の一部を改正する法律の概要

私立学校法の一部を改正する法律の概要

趣旨	
我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。 幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別責任等の罰則について定める。	
概要	
『執行と監視・監督の役割の明確化・分離』の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で『建設的な協働と相互けん制』を確立。	
1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し	
① 理事・理事会	● 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条関係) ● 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)
② 監事	● 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)
③ 評議員・評議員会	● 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。(第18条、第31条関係) ● 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係) ● 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができる。(第33条、第67条、第140条関係)
④ 会計監査人	● 大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。(第80条～第87条、第144条関係)
2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し	
● 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。(第150条関係)	
3. その他	
● 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第86条関係) ● 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係) ● 役員等による特別責任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認取得についての罰則を整備する。(第157条～第162条関係)	
施行日・経過措置	
令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）	

趣旨は、私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改革ということです。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の諸手続と、理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定、理事等の特別背任罪等の罰則を定めました。

なぜそのような改革をしたかというところは、次の「概要」の部分、太字でキーワードを書いています。「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事、評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立するということとなります。具体的にどんなところを見直したり決めたりしたのかということですが、①理事・理事会については、学校の経営を担う大事な部分ですが、そこに、今まで寄附行為で理事とか理事長が決められたのですが、理事選任機関を寄附行為で定めるということになりました。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聞きましようということになりました。理事長の選定も寄附行為の定めによると学校法人に委ねていたものが、理事会できちんと選定しましようとしています。

②監事については、今までは理事長が監事を選んでいたので、これについて、監事の選任は評議員会が決議によって行うことや、役員近親者の就任を禁止するということが書かれています。逆に申し上げると、このような明文が必要な状況にあったということです。③評議員・評議員会ですが、理事と評議員の兼職を禁止と定めております。今までは兼職も一部可となっていました。その兼職を禁止して、二つ目、理事・理事会により選任される評議員の割合、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設けるということ、三つ目ですが、評議員会が、選任機関が機能しない場合には理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求や責任追及を行うことを監事に求めたりすることができるようになりました。④会計監査人ですが、先ほどご紹介した大臣所轄学校法人、これに関しては、会計監査人による会計監査を義務付けました。その選解任の手続や欠格要件等も新たに定められたということになります。

「2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し」は、ざっくり申し上げると、今までは評議員会は意見を聴くという存在だったものが、評議員会の決議が必要な事項というものも新たに定められたということ、「3. その他」は、学校法人が一定の議決権を持つ存在を子法人として定義したのですが、監事や会計監査人にその子法人に対しても必要があれば調査ができるという権限を付与したり、また、今日の議論にも通じますが、会計に関する情報を情報公開するという、そういったことも法律で定められました。

図18(次頁)は「学校法人の内部機関の相互関係の改正ポイント」ということで、先ほど私が説明しました改正について、現行と改正後が図でまとめてあります。

例えば中央に「理事選任機関」が小さく入っていますが、それを新たに設けることになりました。一番わかりやすいのは左側で、現行の方で理事長が監事を選んで、監事が監査するという部分は、監事は評議員会に選ばれて、監事が独立性を持って理事会の活動を監査するというように変わっています。「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」、そして「建設的な協働と相互けん制」ということを意識した法人の内部の組織を作っていただくということが、新しい私学法のポイントになります。

こちらは令和7年度の4月から施行ということで、学校法人におかれては、現在、急ピッチで改正後の姿を目指して準備していただいているという状況になります。

図19(次頁)からは、学校法人会計基準の改正について紹介をさせていただきます。今まで、学校法人会計基準はあったのですが、私立学校に対しての、いわゆる「私学助成」と呼ばれる基盤的経費を中心とした補助事業の交付を受ける法人に対しての基準というものになっていました。補助金の適正配分を目的とした会計処理の基準だったのですが、こちらはステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として、私立学校法に位置付けられることになりました。

この私立学校法に位置付けられる会計基準の考え方や、どういう計算書類の様式なのかというイメージについては、昨年夏以降、「学校法人の会計基準の在り方に関する検討会」で検討を重ねてまいりました。今年の1月末にその検討結果を取りまとめて、報告書としてホームページで公表しています。

図20は、その報告書には何を書いているかというところをざっくり紹介している資料になります。「基本的な考え方」の中でも特に紹介したいのは、4. と5. の部分です。

図20 学校法人等の財務報告に関する基本的な考え方（報告書 第2）

学校法人等の財務報告に関する基本的な考え方（報告書 第2）

<p>1. 制度の設計理念・組織目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 私立学校は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として発展し、我が国の学校教育において大きな役割を果たしている。 ▶ 学校法人制度は公教育を担うにふさわしい公共性・公益性を担保する制度であると同時に、学校法人のもつ多様性を尊重する柔軟性をもった制度。
<p>2. 制度創設時からの環境変化</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 多様なステークホルダーの重要性の増加・・・会計基準・計算書類は多様なステークホルダーにより分かりやすい形へ。 (2) 学校法人のガバナンス強化の要請・・・ガバナンス構造について社会的な信頼を確保すべき要請が強まっている。 (3) 経営力強化の必要性の増加・・・計算書類は、運営者の経営判断に一層資するものとなることが望まれる。
<p>3. 私立学校法改正に伴う会計基準の位置づけの変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和5年度に成立した改正私立学校法において、会計基準の根拠が私立学校法に位置づけ。 ▶ 学校法人会計基準をステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として整備する必要性。 ▶ 大臣所轄学校法人等は計算書類、附属明細書及び財産目録のインターネット公表が義務付けられる等の情報公開の規定。
<p>4. 改正私立学校法が想定するステークホルダー</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校法人制度の理念や目的、教育研究・社会連携等の活動が複雑化する現状等を考慮し、従来の利害関係人の範囲（学生生徒やその保護者、職員、債権者等）にとどまらず、寄附者や産業界等、その範囲は広範に渡るものと解するべき。
<p>5. 財務報告の目的・機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ステークホルダーの中でも特に「在学者その他の利害関係人」の情報のニーズを満たすほか、資源提供者等の意思決定に資する情報提供、そして、情報開示を通じて学校法人が社会への説明責任を果たす機能を有する。 ▶ 学校法人等が適正な財務情報を開示することで、基本的な財務規律の構築にも資する。

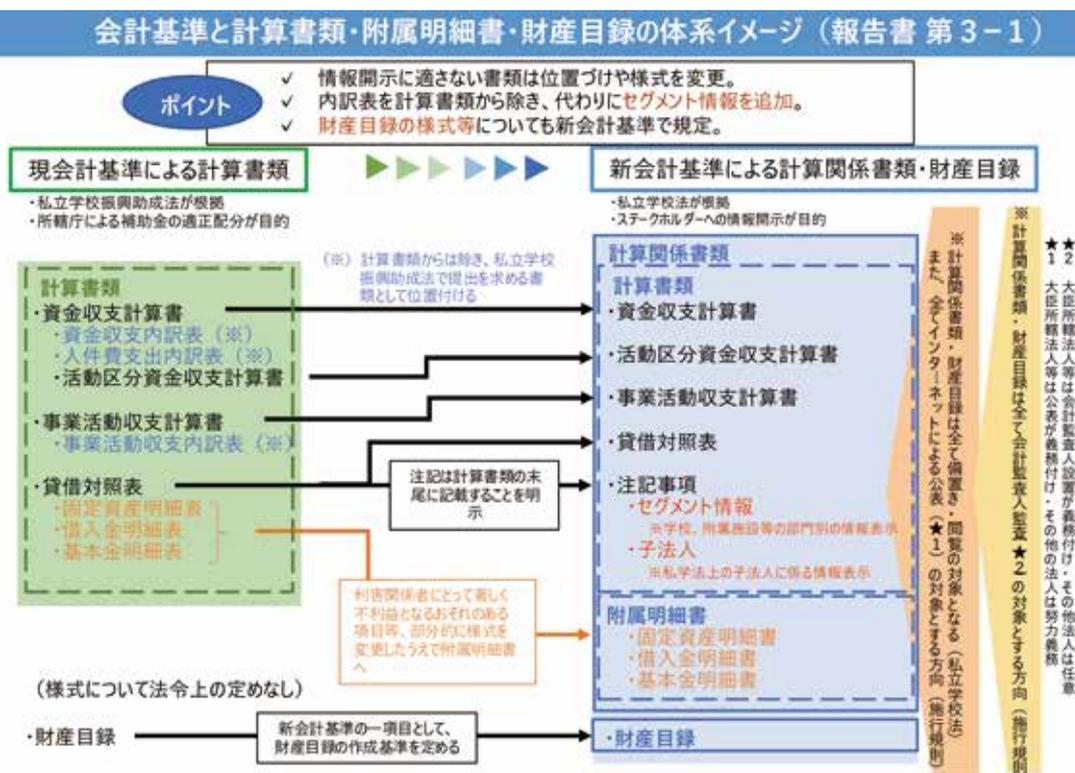
「4. 改正私学法が想定するステークホルダー」という部分は、学校法人制度の理念や目的、教育研究・社会連携等の活動が複雑化する現状等を考慮し、従来の利害関係人の範囲につき、これは学生や生徒、その保護者、職員、債権者といったところが想定されていたのですけれども、もはやそこにはとどまらず、寄附者であるとか、一緒に教育プログラムを作ったりする産業界等、その範囲は広範にわたるだろうと設定しています。

また、「財務報告の目的・機能」ですが、こちらは「財務報告の基礎概念」というモデル会計基準を参照させていただいた部分があり、「ステークホルダーの中でも特に『在学者その他の利害関係人』の情報のニーズを満たすほか、資源提供者等の意思決定に資する情報提供、そして、情報開示を通じて学校法人が社会への説明責任を果たす機能を有する」とされています。

二つ目の矢羽根の「学校法人等が適正な財務情報を開示することで、基本的な財務規律の構築」は、学校法人における規律の構築にも資するのだという内容になっています。

新しい会計基準の中での計算書類とかはどうなるのかというところは、図21（次頁）で簡単に紹介をさせていただきます。

図21 会計基準と計算書類・附属明細書・財産目録の体系イメージ（報告書 第3-1）



※計算関係書類・財産目録は全て会計監査人監査★2の対象とする方向（施行規則）

※計算関係書類・財産目録は全て公開の対象とする方向（施行規則）

★1 大臣所轄学校法人等は公表が義務付け、その他の法人は努力義務

★2 大臣所轄学校法人等は会計監査人設置が義務付け、その他法人は任意

ざっくり申し上げますと、現行会計基準による計算書類というのは、ある程度実務の慣行の中に根付いているものでもありますので、これまでの計算書類をベースにしつつも、新しい会計基準として私学法に位置付けられていることを踏まえて、一部変更などを行うということになりました。

ポイントのところに三つ書いてございます。

まず、情報開示に適さない書類は位置づけや様式を変更しました。例えば、営業上の利益に関するような細かい情報が出ているような書類などは、公表する対象ではないような形に位置付けたり、様式の中でそこまで触れないような記載内容に変更するといった対応です。

二つ目は、内訳表を計算書類から除いて、代わりにセグメント情報を追加するというものになります。セグメント情報は、例えば、大学、高校、病院等、そういったセグメントごとの情報がわかるように、注記に書いていただくというものになります。

三つ目は、「財産目録の様式等についても新会計基準で規定」とありますけれども、これは今まで法令上の根拠の定めがなく、通知で様式を参考例として示して作っていただいていたのですけれども、これはきちんとこの基準の中に位置付けて、書類を作って公表していただくということにいたしました。

大臣所轄学校法人等は、これらの書類をインターネットで公表していくということも対応に入っております。会計基準の案文はただ今作っているところです。まとも次第パブリック・コメントを出して、公布をしていくということ、この夏あたりを目指して行っているという状況になります。

松前 篠原さん、ありがとうございます。

それでは、パネルディスカッションを進めさせていただきます。テーマ1、テーマ2ということで自由に発言をお願いいたします。社会福祉法人、学校法人の制度につきまして説明をいただきましたけれども、日本では非営利分野については法人形態が複数あるという状況でございます。これは、国際的には珍しい、貴重な環境でございますので、それぞれの持つよさにつきまして意見交換していただくということが目的でございます。これまで準備も重ねた中で、かなりのスピード感で行っていただいております。日本は特別スピードが速いのではないかと認識していますが、それと併せて、改革の方も本当に急ピッチで行われており、準備が進んでいるところでござ

います。例えば、改革のスピード感として何が求められているのでしょうかというところを、少し紹介していただきたいと思います。

テーマ1：非営利組織におけるガバナンスと情報開示の視点

①改革のスピード感としては、何が求められるか

松前 では、内閣府の北川さん、お願いします。

北川 改革のスピード感、それは常識的には「善は急げ」ですけれども、事柄によりけりでありませぬ。

まず、公益法人の制度改革は、可及的速やかに推進していきたいですし、作業を緩慢にする理由はないと思います。ですが、その先に、より大きな、非営利法人類型に関するコンバージェンスみたいなことを視野に考えていくのであれば、それは実に多様な議論があると思います。

性急な取れんの方向というよりも、社会の実態が先行すべきなのかもしれません。営利法人の方の企業会計基準はイノベーションも行われていて、非営利法人の方でもそれに伍していく。私もその方向性は賛成であります。我が国の非営利の法人類型が、国際的にみても多すぎるということについては、それなりの理由もあれば、そうはいつでも標準化に向け超えていかなければならない点もあると、両論あると思います。

公益社団・財団法人制度及び一般社団・財団法人制度は、非営利組織の法人法制における一般制度です。一方、社会福祉や教育制度というものは、憲法から降りてくる縦の政策の系列が強いと思います。「法人」というのは教育政策や福祉政策における一つの「手段」であって、その上に憲法があり、この縦の系列の特殊性というのは、それは相当な尊重を要するものだろうと思います。

ただ、時代の大きな流れを考えると、各種の非営利法人制度における通有性みたいなものは、自然な流れとしては普遍・標準の方に向かうのかなとも思います。でも、その標準化のスピードというのは速ければよいというものでもないのかもしれない。今回、非営利・公益における一般制度として、公益法人と公益信託が1個の傘のもとになった、そういう一般制度において標準化を指向していく流れを作っていくというのは、公益制度改革の趣旨に沿っていると思います。

非営利・公益における一般制度として、公益法人制度とNPO法人制度が併存していることについては、議論があります。政府としては、それは制度の成り立ち・趣旨が異なり、両制度を選択できることが、国民のニーズにもマッチしているという趣旨で答えてきていますが、本質的に考えていったときに、どうあるべきなのかという議論はあると思います。

私が個人的・直感的に思うところでは、法人種類の「多様性」をより花咲かせるためには、標準的なインフラ・言語があった方が、真の多様性の尊重は生まれるのではないかとことです。標準語があった方が相手の多様性を尊重し合えていけるのではないかとと思うのです。

近いところでいいますと、能登半島の震災への対応というときに、一般法人か、NPO法人か、公益法人か、信託か、福祉か医療か、法人類型がどうのこうのとかなんて、被災者の方々には関係ないと思います。この国の共助・共生、行政でも営利セクターでもないソーシャルセクターというものを考えるときに、法人格の差異は、相対的に意義を低下させていくと思います。非営利のいろいろな組織形態においても、向かっていくベクトル感というのはうっすらと共通するものがあるのではないかと。ですが、標準化に向けての速度感ではデリケートな考慮事項があり、法人類型ごとに差異があってもよいと思います。

話を戻しますが、公益法人の世界においては、制度の改善は急いでいきたいと考えますが、新制度と現実とのギャップの大きさによって、「円滑な移行」のための必要な経過措置期間というのは当然あると思います。

松前 ありがとうございます。

標準化という言葉も頂きました。組織も越えて、その区切りもいらぬのではないかと趣旨のお話も頂いたところでございます。



北川 修氏

②サステナビリティの視点、継続的に元気になっていくための仕組み

松前 サステナブルな視点というのが今日のテーマでもございますけれども、継続的に日本が、そして我々の組織が、みんなそろって元気になっていく仕組みというのが、これは大変重要なものではないかと思っております。これを担う重要な役割というのが、非営利組織であり、皆様が果たしていくということで、社会的な期待も多いと感じます。非営利組織のエコシステムの構築やデジタルの役割、これはあったらよいと感じるのですが、実際どういうイメージで我々によりことがあるのかということが、聞きたいところでございます。社会福祉法人においては、既にその仕組みが整いつつあるのではないかと感じておりまして、デジタルについてもかなり進んでいるのではないかと思います。

田中 ちょっと遠いところからなのですが、社会福祉法人も直面する課題としては、働き手の確保、人材不足というところが大きく、その人材確保策は総合的に行って、当然、今後は外国人を積極的に活用していくということも大事なのですが、同時に、生産性を向上していくということで、その運営に当たっては、デジタル化の促進による効率化を進めるといったようなことは、非常に大きな課題になっています。

ただ、先ほどのように、社会福祉法人はいまだに小さなところも多く、単独サービスを展開しているようなところも多いです。日本の今後の人口の変化を踏まえると、地域によっては、早くも人口減少が進み、今まではニーズはあって人材はいないという課題だけの地域もありましたけれども、ニーズ自体も変わってきて、今までのニーズはなくなってきて、今後新たなニーズとして、住まいの問題や子どもの貧困、それから女性の新法というようなものもありますけれども、生活困窮にからんだような、これまで対応が十分にできていないような新たなニーズというようなものに新たに対応していかなければいけないということがある中で、単独の法人ではなかなか対応できない。当然、デジタルも活用しながらの効率的なサービスの提供ということもできないという中で、一つ、合併や事業譲渡をしながら事業展開を図っていく、民間事業者も含めてということもあるのですが、先ほど紹介した社会福祉連携推進法人という枠組みを使って、連携・協働化する中で、コストをできるだけ小さくしながらそうしたものを進めて、IT化とか、様々なロボットなども導入しながら進めていくという、連携・協働というところは、今後必要となってくることだと考えています。

その際には、社会福祉法人だけの連携ではないということで、民間などとも協働しながら一緒に進めていただくということが必要で、その際には、そういうことが行きやすい環境整備をしていくというのが行政の役割だと思っておりますけれども、その際には一つ、会計ルールといったようなところで、共通言語というものを、必要があれば整備していくということは大事なことだと考えています。

松前 会計基準の共通のルールということに触れていただいて、ありがとうございます。

篠原さん、何かございますか。

③非営利組織のエコシステムの構築、デジタルの役割など

篠原 先ほど垣根を越えてというお話もあったのですが、学校法人でいえば、学校のことがわかっているか、学校法人制度というのを知っているかどうかということに非常に重きを置いて人を選ぶというようなこと、人というのは理事であったり評議員であったり、そういうところに重きを置くことも大事だと思いつつも、私個人としては、新しい局面にチャレンジしていくときに、新しい仲間をあえて入れていくという選択も必要だろうと思っています。例えば学校法人が、ある地域についてよく知っている人であったり、お金まわりの面では地方銀行などがいらっしゃるかもしれないし、そういう方と一緒に学校をつくっていく、あるいはその地域との連携を深めていく。そういうところで、先ほどエコシステムという言葉もありましたけれども、学校法人がエコシステムの一員になって、その地域を盛り上げていくという動きにつながって



田中 規倫 氏



篠原 量紗 氏

くのではないかという期待をしています。

松前 貴重なお話をありがとうございます。

テーマ1は「非営利組織におけるガバナンスの情報開示の視点」ということではありますけれども、いろいろな方を巻き込んでいくというのが重要なことであると思ったところでございます。

テーマ2に進めさせていただきます。「日本公認会計士協会の果たす役割と期待」ということで、「非営利組織の共通のルールとして期待すること」を副題として付けさせていただいております。

テーマ2：日本公認会計士協会の果たす役割と期待

松前 このテーマでございますけれども、協会の果たす役割と期待といっても、会計に関してどういうエピソードがあるかというのをまずお聞きをして、それについて意見交換をさせていただきたいと思っております。会計のエピソードをどなたかお願いできますでしょうか。

会計に関するエピソードについて

高角 公益法人の会計については、先ほど説明の中で触れましたように、今回、制度改革に合わせて会計基準全体を見直そうとしています。わかりやすい会計というのは一体どういうものなのか考えていく上で、このモデル会計基準も勉強させていただいておりますし、その考え方を踏まえて、会計基準を見直していこうとしています。

公益法人も長い歴史がある中で、様々な会計基準の変遷がありますし、今の会計基準になってから15年以上経って、法人実務においては定着してきており、それをなぜ今さら変える必要があるのかというご意見も、きっとあると思います。

ただ、今回の公益法人改革が目指すところ、それから、会計の標準的な共通言語としての役割といったことを踏まえたときに、この機会に少しそのあたりの整理をしていこうということで、今回の見直しを進めているところです。

田中 社会福祉法人につきまして、先ほどの説明の中にもありましたように、組織再編に関する会計処理を検討する際に、そもそも会計基準検討会での検討に協力いただき、また、最近では先ほどの社会福祉連携推進法人の会計や、引き続きの検討課題を議論する際には、その検討会の中で参画いただいて検討いただくとともに、その社会福祉法人の会計基準の普及において、多大な役割を果たしていただいていると思っております。

また、専門知識で社会福祉法人の適切な会計処理をサポートしていただいているというような、組織の透明性と社会福祉法人自体の信頼性を高めることに大変寄与いただいていると思っております。

行政の側でも、所轄庁に対しまして指導監査、それから計算書類の確認の際には、会計専門家の知見が有効だということで、会計専門家の活用というのを各所轄庁に強くお願いをしているところでございます。

松前 ありがとうございます。

篠原 先ほど学校法人会計基準の検討状況を紹介させていただきました。今後、セグメント情報というものを出していくこととなります。これに関しては、そういった情報を公表することに対してのリスクや懸念というのも、強く意見として頂いてまいりました。例えば、その数字が独り歩きするであるとか、風評被害につながるといったものになります。

これに関しては、だから出さないということではなくて、出した上で、出したものに対して違う見方であったり、風評被害みたいなものがあつたときに、それに対して説明を尽くしていくというようなことで、もっと大事なこととして、その尽くす説明に対して耳を傾ける社会である必要があるだろうと思っています。

風評被害といいますか、おもしろおかしく書いてある情報の方に目が行きがちの部分があると、情報を出す側は構えてしまうという、逆のスパイラルもあると思うので、きちんと出していき、きちんと理解をしようとしていくという社会になっていくとよいなと、ちょっ



高角 健志 氏

と抽象的ですがそれでも思っています。

松前 ありがとうございます。

稲垣 会計基準についてということで、今、会計基準の設定主体はそれぞれの制度を所掌している行政が検討会等を経て行っていくわけですので、協会は直接設定主体となり得ないのですけれども、黒子として、専門家集団として、それぞれの設定主体に全面的に協力していきたいと考えております。

そのときに、財務報告は何のためにあるかというところ、今日の議論でもいろいろ出ましたけれども、利用者のためにあるわけですから、そこはなるべくわかりやすい財務報告を指向する。これは私見ですけど、わかりやすい財務報告を指向すべきだし、実際に作成する側を考えると、わかりやすい会計基準にして、サステナブルな会計基準を指向すべきだと考えて、そのときに理論的なバックボーンとして、モデル会計基準のような研究成果も踏まえて役割を果たしていきたいと思っています。

そういう意味では、常に会計基準を次はどのような方向に変えていくべきなのか、変えていく必要があるのかということを継続的に検討するような仕組みを、ぜひ行政の側でも備えていただければありがたいと考えております。

松前 ありがとうございます。

会計に関するエピソード、そしてまた、会計基準の設定主体についても、リクエストという形でさせていただいているところでございます。

制度も、今日一日お話いただきまして、改革の歩みを進める中で、実行に当たっては、会計基準は重要な役割があると改めて感じたところでございます。

外部への説明責任、また、自らの組織が置かれている状況を自身で知ること大変重要なことだと思います。また、今日は各省の方に登壇いただいておりますけれども、ほかではどうなっているのかということも気になることだと思います。そういった情報を得るために、また、読むためには、会計基準、ルールに沿って作成された財務情報が本当に必要だと思います。

会計基準は決して制度の主役ではないとは思っておりますけれども、制度改革を実行する場合には、会計基準自体もその改革に合わせて進化をせざるを得ないと思います。そのため、関係する方々には、制度改革があるとまた会計基準が変わるのかと少し思うところがあるのではないかと思いますので、それは必要なことであって、今、目指しているところは、わかりやすい財務情報というところに向かっていくと思いますので、ぜひ今日のお話を聞いていただいた中で、今後の取組に活かしていただきたい。そういった気持ちで積極的に、会計基準が変わった、制度が変わったということも受け入れていただいて、実行に移していく、また、皆さんで参加をしていただくというのが重要なことであると感じたところでございます。これは言っておきたいということがありましたら、ぜひご発言を頂きたいと思っております。

北川 セッションのテーマ1「元気になる」とテーマ2「協会に思うこと」、これを私なりにつなげてみようかと試みます。

まず「元気になる」ってどういうことなのだろうということですが、各法人がより活力をみなぎらせる、そのためには何が必要なのだろうということ。二つあると思います。マインドと先立つものです。

「マインド」においては、法人自らが、新しい社会ニーズを感知し、そこに積極的にチャレンジしていくという思いを、行政が何か後ろに引っ張るようなことがあってはならないということ。行政が箸の上げ下ろしまで監視したら、チャレンジングなマインドも冷めてしまう。その代わりに、法人自ら、己のやろうとしていることの説明責任を、国民、公に対して果たしていくということで、法人がより自律性を高めるために、情報開示がとても大事になる。

そして、「先立つもの」ということでは、今までの支援者からさらに国民に幅広く、あるいは国際社会まで視野に入れて、寄附や新しい資金調達の可能性を探っていくことが重要になる。そのときに、自己を売り込む、自己の正当性や成果を世にアピールしていく情報開示が必要になる。法人を「元気になる」マインドと資金調達力。結局は情報開示で法人が自立していく。そのとき世に訴える言語というのは、国民からみてわかりやすい方がよいということだと思います。

ある程度共通・標準化された、わかり合える言葉、国民が比較可能になるような言葉を整備していこうという流れが、社会を変えて



稲垣 正人 氏

いく、先導していく。このリーディングな役割を協会さんには期待いたしたいと思います。

現在、政府においては、非営利組織全体を一元的に俯瞰する機能は、明確には確立されてはいません。それだけ政治的に緊要度の高いニーズとしては十分に捉えられてないところもあって、社会実態からじわっと変えていくという意味で、協会さんには非営利の世界における普遍的な方向を示してリードしていく、非営利の世界においてもイノベーションを指向していくという役割を担っていただければ、これは大変ありがたいし、恐縮ですが、そのような「王道」を行ってほしいという思いがいたします。非営利・公益における一般制度として公益法人等行政を担う当方も、そこは心を合わせていかなければならないと感じています。

松前 ありがとうございます。

今、協会に対する大きな期待を頂いたと思います。それぞれ日本における制度を活かしながら、協会もそこに重要な役割を担わせていただくエコシステムの一員だと思いますので、しっかりとその役割を果たしていきたいと、今日お話を頂いた中で感じたところでございます。

稲垣 広報というお話がありましたけど、高角さんからもお話があったように、我々公認会計士はたくさんの現場を持っていますので、こういった改革の理念であるとか、その意味するところをなるべく早めに会員にキャッチアップしていただいて、関係先ときちっとしたコミュニケーションができるように努めていきたいと考えております。その一環として、今回もこういうタイミングでセミナーを開催させていただきました。

松前 ありがとうございます。もうお時間になりましたので、締めをお願いいたします。

稲垣 協会では、積極的にいろいろ提言発信していきたいと思ったり、垣根ではないですけど、制度の枠組みを越えて、こういった形のセミナーを企画したり、一般の方々にも参加していただくことを今後も積極的に行ってまいりたいと思っておりますので、ぜひ我々の協会活動に今後ご理解とご協力をお願いしたいと思います。



松前 江里子 氏



※本セミナー又は、eラーニングを受講し単位付与された方は、CPD指定記事での単位付与対象にはならないため申しないでください。



教材コード	J 0 2 0 8 8 4
研修コード	2 1 0 6
履修単位	1.5 単位